介護離職ゼロに向けた一段の両立支援策を

令和元年5月10日 規制改革推進会議

働きながら介護をする労働者が急増し、家族の介護・看護を理由とした離職・ 転職者は年間 10 万人に及んでいる。政府はこれまでも「介護離職ゼロ」に向け た取組を掲げ¹、介護サービスの拡充²や仕事と介護の両立支援制度の整備を進め てきた。しかし、働きながら介護をする労働者は今後もさらに増え続けると見込 まれるため、より一層の取組が必要である。

また、要介護の原因疾患の最上位が脳卒中から認知症へと変化³したことから、 家族介護者にはより難しい対応が求められることにも留意が必要である。

以上のような状況を踏まえ、下記1に示す課題を解決し、社会変化に応じた仕事と介護の両立支援を実現すべく、下記2に示す措置を講ずるべきである。

1. 現状の課題

① 介護休暇制度の更なる柔軟化

認知症介護の場合、認知症の症状である徘徊や暴行等の BPSD⁴ (行動・心理症状)が要因となり、家族介護者が突発的な対応を余儀なくされることが多い。また、認知症は症状が徐々に進行する特徴があるため、変化に応じてケアプランの見直しを行うことが必要となる。併せて、労働者自身の悩みのケアのためにも、介護専門職と相談できる機会の確保が不可欠である。

このことを考慮すれば、ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、ケアプランの見直し等を行うモニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)の際に、家族介護者である労働者が同席することが望ましい。モニタリングは短時間で済む場合が多いが、現行の介護休暇は取得単位が「半日」であるため、所要時間に応じた小刻みの取得ができない。

なお、国家公務員については、従来より介護休暇を「時間」単位で取得できる

¹ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議)において、「家族の介護のために離職せざるを得ない労働者」をゼロにするべく、介護施設の整備や介護人材の確保策が掲げられた。

² 介護離職ゼロを目指すためには、そもそも介護人材を確保しなければならず、そのためには、介護人材の離職ゼロをも目指さなければならない。このため、本意見書では直接触れる余裕がないが、一層の待遇改善の対策が求められる。

³ 厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

⁴ BPSD は「認知症の行動と心理症状」を表わす英語の「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia」の頭文字を取ったもの。

ことになっており、この制度を他の就業者にも広げることが望ましい。

② 労働者への情報提供

総務省の報告では、介護と仕事の両立のために両立支援制度があるにもかかわらず、家族介護者のうち9割以上が介護休暇と介護休業のいずれも利用したことがなく、同制度の認識がある者は家族介護者の42.2%にとどまる5。介護に直面した際に適切なアドバイスを受けられず、自ら介護を抱え込んだことが離職の原因になった者も多い。

一方で労働政策研究・研修機構の報告では、勤務先に介護休業制度があることを認識していた労働者の介護離職率は、認識がなかった者の約半分に低下することが示されている⁶。この結果を援用して、現在の制度の認知度 42.2%が仮に100%になった場合の離職率を試算すると、現状の離職率 15.0%から4割程度低下⁷することになる。

制度の認知度上昇に加えて、労働時間選択の柔軟性が高まれば、更に離職率の低下が期待できよう。これは、介護離職者の約75%を占める女性⁸のキャリア継続に効果が大きい。

以上のことから、介護に直面する前から必要な情報を受け取ることができる 仕組みが必要である。労働者が介護休暇、介護休業を申請できる対象家族はどこ までかという範囲⁹や、対象家族は必ずしも要介護認定を受ける必要がないとい った要件、また、IoT やセンサーを用いて介護負担を軽減する事例の紹介など、 当事者の立場に立った情報提供が必要である。

2. とるべき対応策

介護に悩む労働者のためにも、貴重な人材を生かすためにも、一刻も早く下記の措置を講ずべきである。

(1) 介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法

⁵ 総務省「介護施策に関する行政評価・監視 結果報告書」(平成30年6月)

⁶ 労働政策研究・研修機構「介護者の就業と離職に関する調査」(平成 28 年)

⁷ 介護休業制度を知っている者の離職率は8.8%である一方、制度を知らない者の離職率は19.5%である(労働政策研究・研修機構「介護者の就業と離職に関する調査」)。介護休業、休暇制度を知っている者は家族介護者の42.2%であるため(総務省「介護施策に関する行政評価・監視結果報告書」)、平均の介護離職率を、人数で重みづけした平均(加重平均)として見積もった(8.8%×42.2/100+19.5%×57.8/100=15.0%)。

認知度が100%に達した場合、介護離職率は同制度を知っている者の離職率(8.8%)に等しくなると考えられるため、離職率の低下を4割(15.0%→8.8%)と試算した。

⁸ 総務省「平成29年就業構造基本調査 結果の概要」

⁹ 配偶者 (事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫。「子」の範囲は、法律上の親子関係がある子 (養子含む)のみ。

令改正を行う。

- (2) 労働者が介護保険の2号被保険者になる時点(40歳)で、両立支援制度に関する情報提供を行うよう関係機関に働きかける。相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知する。
- (3) 福祉の専門家として育成されてきたケアマネジャーが、就労している家族の 勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受 講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。

以上